



市からの連絡帳

8月

は、市民税・都民税普通徴収第2期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
◆納税課 田(☎042-460-9832)

届け出・税など

市税の夜間納付相談窓口

時・場

8月7日(火)・23日(木)
午後5時～8時
場 納税課(田無庁舎4階)
※窓口は田無庁舎のみです。
内 市税の納付および相談、納付書の再発行など
◆納税課 田(☎042-460-9832)

西東京市民カードの破損などによる引き換え

表面の8桁の番号が金色のカードは生分解性プラスチック製で、弾力性が弱く割れやすくなっています。破損などを確認したときは引き換えますので、市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)、各出張所へご持参ください。

持①認め印 ②破損した西東京市民カード ③窓口に来た方の本人確認ができるもの(運転免許証・旅券・健康保険証など)

※代理人による申請の場合は、代理人選任届(本人自筆)が必要です。

◆市民課 田(☎042-460-9820)・保(☎042-438-4020)

国民健康保険「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請・更新

認定証の有効期限は7月31日です。既にお持ちの方も、申請による更新が必要です。

◆認定証とは

所得や年齢に応じて、1カ月間に医療機関へ支払う医療費の自己負担限度額が決まっています。

西東京市国民健康保険加入者が、「限

度額適用認定証」(住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関に提示すると、1医療機関の1カ月間の会計を、所定の限度額まで抑えることができます。

認定証を利用しなかった場合や、医療機関が複数にまたがる場合などで、支払った医療費が自己負担限度額を超えた方には、高額療養費の申請書を後日お送りします。

◆70～74歳の方

「高齢受給者証」が認定証の役割を兼ねています。ただし、住民税非課税世帯の方は認定証の申請が必要です。

◆申請方法

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課総合窓口係(保谷庁舎1階)

持①窓口に来る方の本人確認ができるもの ②認定証を作る方の保険証 ③印鑑
◆保険年金課 田(☎042-460-9821)

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

◆被保険者証を更新しました

8月1日(木)から有効な後期高齢者医療被保険者証を、7月中旬に簡易書留郵便で、被保険者に1人ずつお送りしました。

配達日に不在のため郵便局で保管されていた被保険者証が、保管期間経過により戻ってきています。郵便物などの預かり票をお持ちの方は、本人確認ができるものを持って、保険年金課(田無庁舎2階)で受け取ってください。

□新しい被保険者証 色…青竹色
有効期間…8月1日～平成26年7月31日
※「被保険者」とは後期高齢者被保険者証を持っている方を指します。

◆一部負担金の割合を見直しました

後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に見直します。判定(定期判定)は世帯の状況と前年の所得に対する住民税課税所得により行われます。※住民税課税所得は、総所得金額などから各種所得控除を差し引いて算出します。

□一部負担金の割合
◇一般…1割
※同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課税所得(課税標準額)が145万円未満の被保険者
※基準収入額適用申請書提出者も含む

◇現役並み所得者…3割
※住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上ある被保険者や、その方と同じ世帯にいる被保険者

一部負担金の割合に変更があった方は、8月1日から新たな一部負担金の割合が適用されますので、月の初めに医療機関に受診する際に、窓口の一部負担金の割合の変更があったことを申し出てください。

広域連合では、東京いきいきネットHPで後期高齢者医療制度の情報提供を行っています。

HP http://www.tokyo-ikiiki.net
◆保険年金課 田(☎042-460-9823)

国民年金保険料の後納制度が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間保険料を納めると、満額の老齢基礎年金を受給できますが、保険料を納められなかった期間がある場合や、資格取得などの届け出忘れて国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなったり、受給できなくなったりしてしまうことがあります(納付・免除期間などの合計が25年未満の場合)。

このような事態を避けるため、昨年法律が改正され、国民年金保険料の納付可能期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が、10月1日から3年間に限り始まります。ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は納めることができませんので、ご注意願います。

後納保険料を納付するためには、事前申請のうえ、審査を受けることが必要です。審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。

詳しくは、8月1日開設の国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011-050)または武蔵野年金事務所へお問い合わせください。

問 武蔵野年金事務所
(☎0422-56-1411)
◆保険年金課 田(☎042-460-9825)



認定長期優良住宅の固定資産税を減額

下記の要件を満たした認定長期優良住宅を新築した場合、その住宅の固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□要件
①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること。 ②平成24年1月2日～平成25年1月1日に新築された住宅であること。 ③居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること。 ④居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下であること。 ⑤平成25年1月31日(木)までに、資産税課(田無庁舎4階)へ必要書類の提出があること。

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

□減額範囲 居住部分で、床面積が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡相当部分

□必要書類
①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)
□申告方法 資産税課職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることを伝えてください。減額の申告手続きについて説明します。

問 東京都都市整備局多摩建築指導事務所(☎042-464-2154)…認定長期優良住宅について
※認定長期優良住宅の新築家屋への減額については下記へ。
◆資産税課 田(☎042-460-9830)



心身障害者の各種手当・助成制度の申請

いずれの制度も、所得限度額など、前年度からの変更はありません。申請前にさかのぼって制度を適用することはありませんので、今回新しく対象になると思われる方は申請してください。

◇◎心身障害者医療費助成制度
□提出期限 9月28日(金)

◇各種手当・助成制度
□提出期限 8月31日(金)(重度手当は11月中)

※障害程度、年齢制限など各種の要件があります。詳しくはお問い合わせを。

◆所得限度額(別表1・2のとおり)

※各種控除後(手当・助成用の控除額)の金額で判定

扶養人数		扶養義務者
0人	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円

□別表2 ◎心身障害者医療費助成・心身障害者福祉手当・自動車燃料費助成・タクシー料金助成

税法上の扶養人数	障害者本人(20歳未満の方は扶養義務者など)
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円

◆障害福祉課 保(☎042-438-4035)

重度心身障害者手当・特別障害者手当など現況届の提出

現況届の用紙をお送りします。期限内の提出をお願いします。

◇重度心身障害者手当
□提出期限 8月31日(金)

◇特別障害者手当など
□提出期限 9月10日(月)
◆障害福祉課 保(☎042-438-4035)

心身障害者タクシー料金助成の申請

従来のタクシー利用券の有効期限切れに伴い、新しいタクシー利用券を交付します。

時 7月31日(火)～8月31日(金)(土・日曜日を除く)

場 障害福祉課(保谷庁舎1階・田無庁舎1階)

対 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方

持①身体障害者手帳または愛の手帳
②申請書(対象者には用紙を送付済み)
③障害者本人の認め印(代理人の方が申請する場合はその方の認め印も)
※従来のタクシー利用券は使えませんので、未使用分は返却してください。
※期間以降も申請できますが、申請した月分からの助成となります。

◆障害福祉課 保(☎042-438-4035)



心身障害者自動車燃料費助成の申請

時 8月8日(水)～31日(金)(土・日曜日を除く)

場 障害福祉課(保谷庁舎1階・田無庁舎1階)※郵送も可

対 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症の方で運転する同居の家族がいる方

身体障害者手帳1～4級で自ら運転する方
持①現況届兼請求書(対象者には用紙を送付済み) ②障害者本人の認め印(代理人の方が申請する場合はその方の認め印も) ③車検証のコピー ④運転免許証のコピー ⑤障害者本人の振込先口座(20歳未満の場合は保護者の名義も可)
⑥請求対象期間内に給油した際の領収書など(原本)

□対象期間
平成24年2月～7月(この間に新たに認定申請した方は、認定申請月から7月まで)

◆障害福祉課 保(☎042-438-4035)